

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認※ ¹ 検査関係	神川町 建設課	TEL	(代)0495-77-2111／(直)0495-77-0702
		〒376-0292	FAX	0495-77-1268
		児玉郡神川町大字植竹909	E-mail	kensetsu@town.saitama-kamikawa.lg.jp
		埼玉県熊谷建築安全センター	TEL	048-533-8776
		〒360-0841	FAX	048-533-1631
		熊谷市新堀500	E-mail	k338776@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可※ ² 適合証明	神川町 建設課	TEL	(代)0495-77-2111／(直)0495-77-0702
		〒376-0292	FAX	0495-77-1268
		児玉郡神川町大字植竹909	E-mail	kensetsu@town.saitama-kamikawa.lg.jp
3	消防法	児玉郡市広域消防本部	TEL	0495-24-0119
		〒367-0035	FAX	0495-24-8393
		本庄市西富田904-3	E-mail	kdm119@titan.ocn.ne.jp
4	道路 河川	本庄県土整備事務所	TEL	0495-21-3141
		〒367-0031	FAX	0495-25-1470
		本庄市北堀818-1	E-mail	
		神川町 建設課	TEL	(代)0495-77-2111／(直)0495-77-0702
		〒376-0292	FAX	0495-77-1268
		児玉郡神川町大字植竹909	E-mail	kensetsu@town.saitama-kamikawa.lg.jp

※1 町役場では、受付業務のみ

詳細については、埼玉県熊谷建築安全センターで対応（TEL 048-533-8775）

※2 町役場では、受付業務のみ

詳細については、埼玉県川越建築安全センター東松山駐在で対応（TEL 0493-22-4341）

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県建築基準法施行条例 ・ 埼玉県建築基準法施行細則 ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神川町開発行為協議基準 ・ 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例・施行規則
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神川町建築行為に係る道路後退用地買収要綱

神川町

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	33cm（旧神川町）、37cm（旧神泉村）								
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28								
2	地表面粗度区分	Ⅱ（※）またはⅢ（埼玉県は規則で定めていない。） （※）都市計画区域外（建築物の高さ13m以下の場合を除く）								
3	基準風速（Vo）	30m/秒								
4	庁舎所在地の緯度経度	<table border="0"> <tr> <td>神川町</td> <td>（旧神泉村）</td> </tr> <tr> <td>東経139° 06' 07"</td> <td>東経139° 03' 20"</td> </tr> <tr> <td>北緯 36° 12' 50"</td> <td>北緯 36° 08' 57"</td> </tr> <tr> <td>標高 89.6m</td> <td>標高 163.5m</td> </tr> </table>	神川町	（旧神泉村）	東経139° 06' 07"	東経139° 03' 20"	北緯 36° 12' 50"	北緯 36° 08' 57"	標高 89.6m	標高 163.5m
神川町	（旧神泉村）									
東経139° 06' 07"	東経139° 03' 20"									
北緯 36° 12' 50"	北緯 36° 08' 57"									
標高 89.6m	標高 163.5m									
5	日影規制の注意点	<p>新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。</p> <p>必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。</p> <p>都市計画図の購入及び閲覧：神川町建設課</p>								

4. 区域の指定

1	建築基準法第22条の指定区域	用途地域の定めのある地域							
2	建築基準法第49条に基づく特別用途地区	根拠条例	—						
		問い合わせ	神川町 建設課（0495-77-0702）						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			区域	主な締結事項	なし	なし	
区域	主な締結事項								
なし	なし								
3	建築基準法第57条の5に基づく高層住居誘導地区	問い合わせ	神川町 建設課（0495-77-0702）						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種類	適用区域	建蔽率の最高限度	
種類	適用区域	建蔽率の最高限度							
	なし								
4	建築基準法第58条に基づく高度地区	問い合わせ	神川町 建設課（0495-77-0702）						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種類	適用区域	高さの最高限度	
種類	適用区域	高さの最高限度							
	なし								
		問い合わせ	神川町 建設課（0495-77-0702）						

神川町

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	<table border="1"> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>敷地面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th colspan="2">壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
なし	なし															
	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度														
	なし	なし														
	壁面の位置制限															
	なし															
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	<p>問い合わせ 神川町 建設課 (0495-77-0702)</p> <table border="1"> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度															
なし	なし															
	高さの最高限度															
	なし															
	壁面の位置制限															
	なし															
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	<p>根拠条例 —</p> <p>問い合わせ 神川町 建設課 (0495-77-0702)</p> <table border="1"> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	なし	なし										
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
なし	なし															
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	<p>根拠条例 未制定</p> <p>問い合わせ 神川町 建設課 (0495-77-0702)</p> <table border="1"> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1"> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	地名地番	団地名	備考	なし	なし	なし								
地名地番	団地名	備考														
なし	なし	なし														
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	<p>1.神川町ハザードマップ</p> <p>2.埼玉県河川砂防課ホームページ</p> <p>区域指定の関係図書は、本庄県土整備事務所及び神川町防災環境課にて縦覧できます。</p>														
11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画（建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	<p>問い合わせ 神川町 建設課 (0495-77-0702)</p> <table border="1"> <tr> <th>地区計画</th> <th>地区整備計画で定める主な事項</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </table>	地区計画	地区整備計画で定める主な事項	なし	なし										
地区計画	地区整備計画で定める主な事項															
なし	なし															
		<p>問い合わせ 神川町 建設課 (0495-77-0702)</p>														

神川町

12	景観法第81条に基づく景観協定区域	区域	主な締結事項
		なし	なし
13	都市計画区域編入時期	昭和47年4月7日	都市計画図
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 熊谷建築安全センター 確認・安全担当（048-533-8775）	
		市町村名	地域区分
		神川町	5地域

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則	都市計画区域（市街化区域）	なし
	第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（市街化調整区域）	なし
		都市計画区域（非線引き区域）	開発区域の敷地面積 3,000㎡以上
		都市計画区域外	開発区域の敷地面積 10,000㎡以上

6. その他の届出等

届出等	対象		時期	提出先
1 高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
2 建築物省エネ法	届出	床面積が300㎡以上の住宅	工事着工の21日前まで （※2）	熊谷建築安全センター
	適合性判定申請	床面積が300㎡以上の建築物(非住宅)	工事着手前（※1）	熊谷建築安全センター 又は 登録省エネ判定機関
	認定申請	誘導基準（容積率特例）認定又は基準適合（表示）認定を希望する場合	認定種別や特例の時期等により異なる	熊谷建築安全センター
3 建築物環境配慮制度（CASSBEE埼玉県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	熊谷建築安全センター
4 福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	神川町建設課 （経由のみ）
5 建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	熊谷建築安全センター

神川町

6	長期優良住宅	認定を希望する場合	工事着工の前まで	熊谷建築安全センター
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合	工事着工の前まで	県建築安全課
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等	工事着工の30日前まで	神川町建設課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合	工事着工の前まで	神川町建設課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等	確認申請の前まで	神川町建設課 (経由のみ)
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上	確認申請の前まで	北部環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物	建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	神川町建設課 (経由のみ)

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※2 民間審査機関による評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。）を提出する場合は、3日前まで。

※3 問合せ先： 神川町建設課（TEL0495-77-0702）